

保健室より ～健康面について～

<保健室の利用について>

保健室は応急手当といって、救急車が到着するまでの間や病院へ行くまでに行う手当をしたり、少しの間休養（1時間くらい休んで様子を見る）をする場所です。

病院や薬局ではないので、治療をしたり薬をわたすことはできません。緊急以外は担任の先生に伝えてから、休み時間に行きます。

<こんな時は保健室に行きましょう>

① ケガをした時

いつ、どこで、どうなったかを自分で言ひましよう

- すり傷など…水道水で傷口を洗い、保健室へ行きます。
- ひどいけが…すぐに保健室へ行きます。自分で動けない時は友達や先生を呼びます。お友達でけがをして動けない人がいる時は、先生に知らせましよう。

※学校以外のけが（休みの日やスポーツクラブなど）はお家でみてもらいます。

② 体調が悪い時

いつから、どこが、どんなふうにな体調が悪いかを自分で言ひましよう

- できるだけ教室で熱を測ります。その後保健室へ行きます。

③ 相談したいことや、自分のからだのことで知りたひことがある時

<病院を受診する時>

けが等で病院を受診する場合は、以下のような手順で児童の安全を確保します。

- ① 児童の応急措置と経過観察（緊急時は救急車の要請）
- ② 受診可能な病院をさがす。
- ③ 保護者へ連絡
 - ・ 保護者は、**保険証、あんしん子育て医療費受給券（まる福）**をもって受診病院までお越しください。
- ④ 学校が児童を病院へ連れていきます。（病院で学校・当該児童・保護者が合流します。）
- ⑤ 病院での診察（保護者と学校とで医師の診察を聞き、以後の健康管理を共有します。）
- ⑥ 学校へもどる（時間帯や診断結果によっては、保護者に引き渡し、直接帰宅してもらひ場合もあります。）

＜学校感染症による出席停止について＞

学校では、学校保健安全法に基づき、感染症の流行を防ぐために、「学校において予防すべき感染症」に規定されている感染症に罹患した児童の出席を停止させたり、学校・クラスを臨時休校としたりすることがあります。

「出席停止」とは感染症が広がるのを防ぐための学校に登校させないことをいいます。この場合、登校しなくても欠席扱いにはなりません。

病院を受診し上記の感染症と診断された場合は、学校まで以下の点をご連絡ください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 診断された病名 ・ 医師から指定された出席停止の期間 ・ 現在のお子様の体調 |
|--|

診察された日から感染症が広まることを防ぐための「出席停止」措置となります。この措置は保護者からの連絡で行い、証明書等は必要ありません。

出席停止期間における連絡や学習については、担任から連絡いたします。

「学校における予防すべき感染症」における出席停止期間の基準

種類	感染症	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	完全に治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれなくなるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎急性出血性結膜炎、その他の感染症 ※この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）	症状により学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで